

奈良県と株式会社スタジオポピーとの
アプリを活用した行動変容の取組等に関する連携協定書

奈良県（以下「甲」という。）と株式会社スタジオポピー（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、甲と乙が緊密に連携することにより、県民の脱炭素に向けた意識改革と行動変容を促すことを目的とする。

（連携事項）

第 2 条 甲と乙は、前条の目的を達するため、乙が開発した脱炭素への貢献度を可視化するアプリ（以下「アプリ」という。）を活用した行動変容の取組等について連携する。

（具体的取組の内容）

第 3 条 前条に定める事項を効果的に促進するため、甲と乙は連携して次の各号に掲げる事項に取り組むものとし、具体的な実施方法等については甲乙協議のうえ、事項ごと別途取り決める。

- （1）甲及び乙の連携による、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた県民等の行動変容への機運醸成
- （2）乙による、アプリの県民への無償提供
- （3）甲による、アプリを活用した行動変容にかかる県民等への広報・周知
- （4）乙による、県民等のアプリ使用に伴う行動変容にかかる効果分析
- （5）その他本協定の目的に沿う取組

（協定の変更）

第 4 条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第 5 条 本協定の有効期間は、締結日から当該年度の末日までとする。ただし、当該期間満了の 1 か月前までに甲又は乙から書面による解除の申出がないときは、本協定と同一条件で 1 年間継続するものとし、以後も同様とする。

（疑義等の決定）

第 6 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたとき

は、甲と乙が協議のうえ、これを定める。

本協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和7年1月31日

甲 奈良市登大路町30番地
奈良県知事
山下 真

乙 東京都中央区日本橋富沢町7-16 THE GATE 日本橋人形町6F
株式会社スタジオスポビー
代表取締役
夏目 恭行